

「収入情報提出方法」の変更について

大曲高校事務室

- 1 「e-s-h-i-e-n申請者向け利用マニュアル ③継続届出編」を用意する。
- 2 e-s-h-i-e-nにログインする。
- 3 『継続意向登録』のボタンを押し、「確認事項」および「継続意向確認」のチェックボックスおよびボタンをチェックする。【マニュアルp. 7】
- 4 「保護者等情報の変更について」のチェックボックスで「①あります(②以外の理由)」を選択する。【マニュアルp. 7】
- 5 画面の指示に沿って登録作業を進め、「収入状況届出」において、保護者等情報の登録を行う際に『個人番号カードを使用して、自己情報を提出する』を選択する。【マニュアルp. 10】

※ これまで「自己情報提出（マイナポータル連携）」を選択していた方で、今回ポータル連携作業ができない場合などは、上記説明のとおり「4」まで進め、「5」において『個人番号を入力する』を選択することで、申請手続きを行うことが可能です。

— — — — —
就学支援金等の認定においては、前年度の収入情報を提出いただくこととなっており、その方法には、次の3通りがあります。

- ① マイナンバーカードを利用して、自己情報を提出する（マイナポータル連携）
- ② e-s-h-i-e-nシステムに、個人番号を直接入力する
- ③ 所得証明書等を紙で提出する

就学支援金の申請作業は、高校3年間で4回（入学時、各学年の7月）行いますが、収入情報の提出は、基本的に入学時に選んだ方法で継続的に行うことになります。ただし、新たにマイナンバーカードを取得したり、マイナンバーカードを失ったりと、保護者の環境が変わった場合は、提出方法を変更することが可能です。

今年度から、個人番号を直接入力していた方々に対し、個人番号を確認できる書類（マイナンバー収集台帳）の提出が求められることとなりました。これまで『個人番号登録』で対応していた方の中に、『ポータル連携』の環境が整っている方がいれば、変更することで提出書類を1つ減らせますので、ご案内させていただきます。